

船舶事故調査報告書

令和2年10月14日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 佐藤 雄二（部会長）
 委員 田村 兼吉
 委員 岡本 満喜子

事故種類	転覆
発生日時	令和元年8月28日 07時00分ごろ
発生場所	北海道えりも町襟裳岬東方沖 襟裳岬灯台から真方位084°61海里（M）付近 （概位 北緯42°01.0′ 東経144°35.5′）
事故の概要	漁船第三十八順栄丸 ^{じゆんえい} は、左回頭中、左舷側に傾斜して転覆した。 第三十八順栄丸は、主機等に濡損を生じた。
事故調査の経過	令和元年8月28日、本事故の調査を担当する主管調査官（函館事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	漁船 第三十八順栄丸、19トン MG2-6325（漁船登録番号）、個人所有 19.00m（Lr）×4.28m×2.15m、FRP ディーゼル機関、759kW、平成17年3月3日 第282-19723号（船舶検査済票の番号）
乗組員等に関する情報	船長 男性 56歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 平成7年9月8日 免許証交付日 平成28年10月31日 （令和3年10月30日まで有効）
死傷者等	なし
損傷	主機等に濡損（全損）
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 南東、風力 2、視界 良好 海象：波高 約2～3m、水温 約18～19℃ 釧路沖には、8月28日05時35分に海上強風警報が発表されていた。
事故の経過	本船は、船長及び甲板員6人（日本国籍2人、インドネシア共和国籍4人）が乗り組み、令和元年8月25日16時ごろ襟裳岬南方71M付近の漁場をかじき等流し網漁の操業を開始し、操業を終えた後、襟裳岬東北東方64M付近の漁場（以下「本件漁場」という。）に移動して操業を続けることとした。 本船は、本件漁場に到着後、26日17時ごろから27日06時ご

ろまで1回目の操業を行い、16時ごろ2回目の操業を開始した。

船長は、流し網4本を投網した後、20時ごろから揚網作業を開始し、28日02時ごろ3本目の流し網の揚網作業を開始したところ、流し網にさばが掛かっているのを認めたので、甲板員に対し、前部甲板でさばを流し網からできるだけ外し、網送りの管を通して流し網を後部甲板へ送り、広げて畳んで収納するよう指示した。(図1参照)

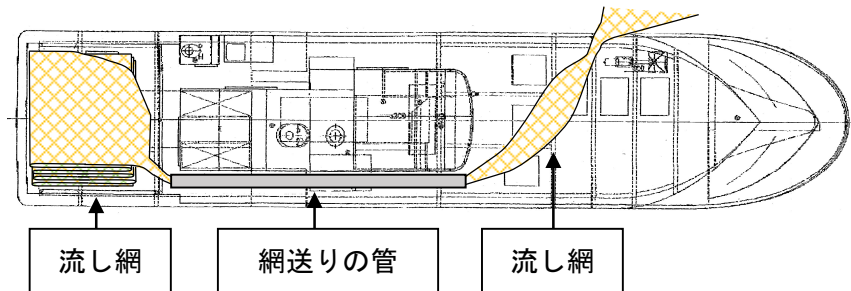


図1 1～3本目の流し網の収納状況（イメージ）

船長は、05時ごろ4本目の流し網の揚網作業を開始したところ、3本目の流し網の揚網作業時より多い大量のさばが掛かっているのを認めた。

船長は、WEBサイトから、28日の夕方に天候が悪化するとの情報を得ていたため、揚網作業を早く終わらせて帰航しようと思い、甲板員に対し、4本目の流し網を大量のさばが掛かったまま後部甲板に束状で収納するよう指示した。(図2参照)

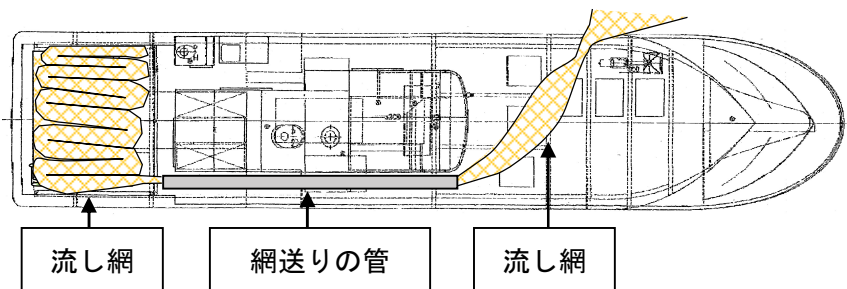
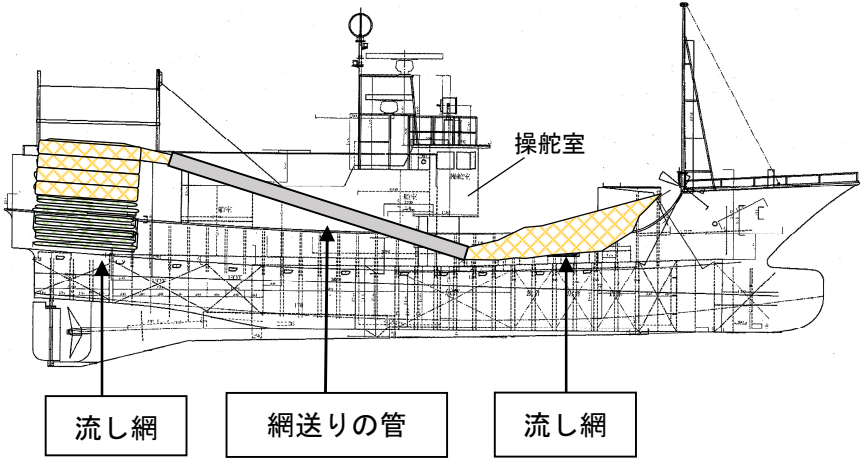


図2 4本目の流し網の収納状況（イメージ）

船長は、4本目の流し網を半分ほど揚げ終えたところで、船体に横揺れが発生しているのを感じ、機関室内への浸水を疑い、同室内を確認したが、異状を認めなかったため、揚網作業を続けた。

本船は、揚網作業を終え、北海道広尾町十勝港へ帰航する目的で左舵30°として左回頭したところ、07時00分ごろ、左舷側に傾斜して転覆した。(図3参照)

	 <p style="text-align: center;">図3 揚網作業終了時の流し網の収納状況（イメージ）</p> <p>船長は、操舵室右舷側の窓から甲板員に引き出され、甲板員と共に右舷側外板に立ち、救助を待った。</p> <p>本船の乗組員は、11時10分ごろ全員が巡視艇に救助された後、北海道釧路市釧路港に移送された。</p> <p>本船は、本事故後、タグボートにより青森県八戸市八戸港にえい航された。</p> <p>（付図1 事故発生場所概略図、写真1 陸揚げされた本船 参照）</p>
<p>その他の事項</p>	<p>本船の喫水は、船首が約1.2m、船尾が約2.6mであった。</p> <p>本船の流し網は、1本の長さ及び1本の重量が約4,500m及び約2tで、全部で4本あった。</p> <p>船長は、本事故当時、ジャージの上下を着用し、救命胴衣を着用していなかった。</p> <p>甲板員は、本事故当時、ヘルメット、手袋、カッパの上下、ゴム長靴を着用し、救命胴衣を着用していなかった。</p> <p>本船は、本事故当時、前部甲板の魚倉にさめやかじきなどの漁獲物が約8t入っており、燃料が約3kl残っていた。</p> <p>本船は、本事故当時、流し網が操舵室天井と同程度の高さまで積み上がっていた。</p> <p>船長は、本事故当時、後部甲板に積載された流し網がふだんより高く積み上がって本船の重心が上昇し、本船が、帰航する目的で左回頭したところ、流し網が荷崩れを起こして左舷側に移動し、左舷側に傾斜して転覆したと本事故後に思った。</p>
<p>分析</p> <p>乗組員等の関与</p> <p>船体・機関等の関与</p> <p>気象・海象等の関与</p> <p>判明した事項の解析</p>	<p>あり</p> <p>なし</p> <p>なし</p> <p>本船は、本件漁場で操業中、船長が、揚網作業を早く終わらせて帰航しようと思い、4本目の流し網を大量のさばが掛かったまま後部甲</p>

	<p>板に収納したことから、流し網がふだんより高く積み上がって本船の重心が上昇し、船体の復原力が減少した状態となり、帰航する目的で左回頭したところ、流し網が荷崩れを起こして左舷側に移動し、左舷側に傾斜して転覆したものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、本船が、本件漁場で操業中、船長が、揚網作業を早く終わらせて帰航しようと思い、4本目の流し網を大量のさばが掛かったまま後部甲板に収納したため、本船の重心が上昇し、船体の復原力が減少した状態で左回頭したところ、流し網が左舷側に移動し、左舷側に傾斜して転覆したものと考えられる。</p>
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止及び被害の軽減に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 漁獲物が掛かった状態で甲板上に漁網を高く積み上げると荷崩れを起こす場合があるので、揚網時には、船体の重心をよく考慮して漁網を積載すること。 ・ 乗組員は、甲板上で漁ろう作業を行う際、救命胴衣を着用すること。

付図1 事故発生場所概略図

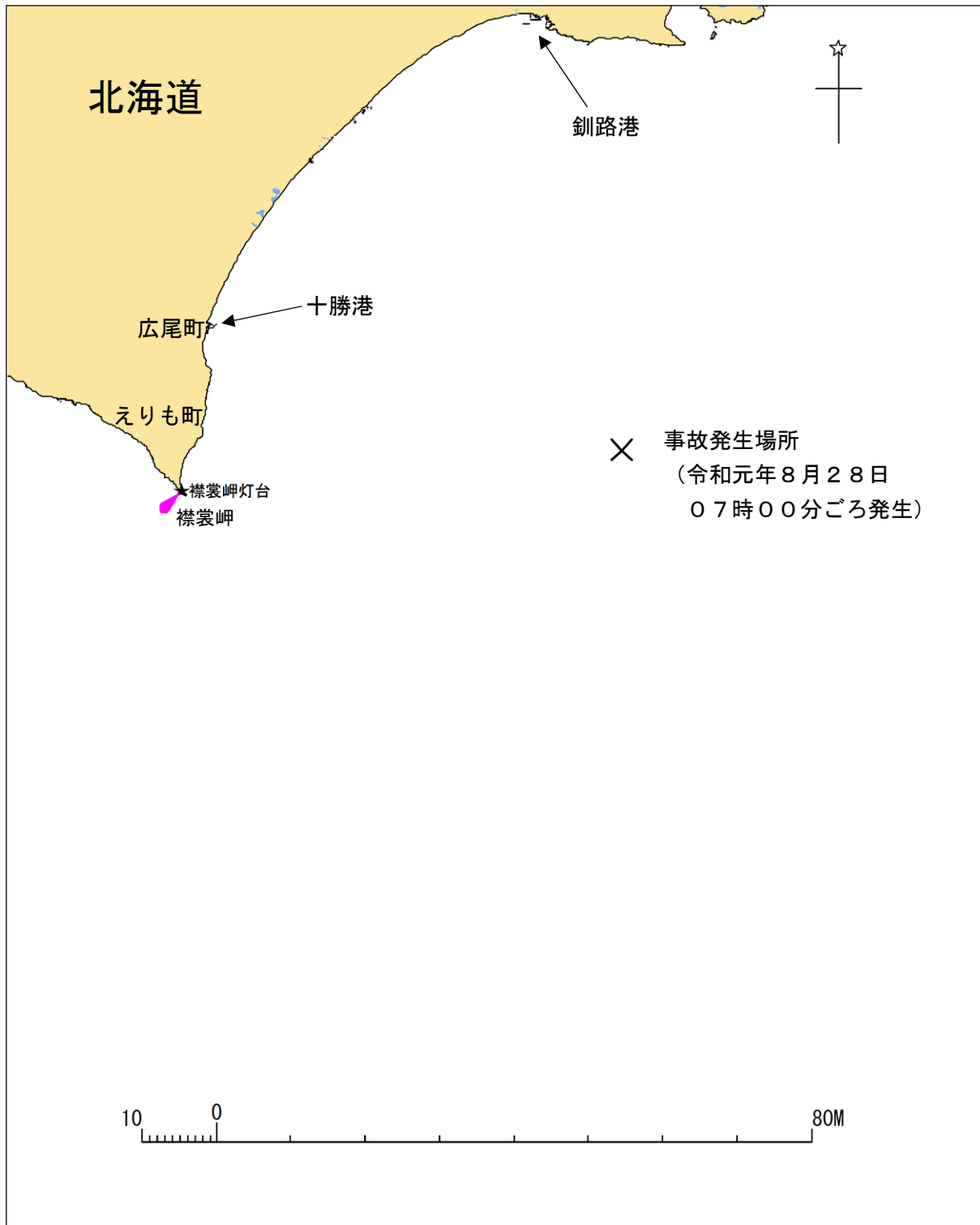


写真1 陸揚げされた本船

